

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

March 2023



EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- March 2023 -

台湾における3層構造の移転価格文書の規定



本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ はじめに

台湾では、国際的な移転価格の発展動向に合わせて、経済協力開発機構(以下「OECD」とします)が公表した税源侵食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting, 以下「BEPS」とします)の第13項の行動計画の成果報告提案を考慮し、2017年11月13日に「独立企業間取引原則に適合しない営利事業所得税移転価格審査準則(以下、「移転価格審査準則」とします)」の修正条文を公表し、正式に3層構造の移転価格文書制度を導入しました。3層構造の移転価格文書では、長年施行されている移転価格報告書(ローカルファイル)を除き、マスターファイル(Master file)国別報告書(Country-by-Country report)が新たに増加されています。

今回は、台湾3層構造の移転価格文書における各文書の法令規定を説明します。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 台湾における3層構造の移転価格文書の概要
- ▶ 3層構造の移転価格文書にかかる規定
- ▶ 3層構造の移転価格文書にかかる留意事項(提出時期と罰則)



3層構造の移転価格文書について

OECD行動計画の第13項では、多国籍企業の売上収益、経済活動における分配状況、及び関係会社間の価格決定ポリシーを開示するにあたって、共通様式の3層構造文書(詳細は以下にて説明します)を使用することを提言しています。

台湾の財税部では、2017年11月13日に「独立企業間取引原則に適合しない営利事業所得税移転価格審査準則(以下、「移転価格審査準則」とします)」の修正条文を公表し、初めて3層構造の移転価格文書制度を導入しました。3層構造の移転価格文書では、長年施行されている移転価格報告書(Local File)の他に、マスターファイル(Master File)及び国別報告書(Country-by-Country report)が新たに追加されています。



国別報告書(Country-by-Country Reporting, CbCR): 主に、特定の収益基準に達した多国籍企業グループにおける収益、利益、従業員及び資産の各国の配分状況を開示するもの。

マスターファイル(Master File, MF): 主に、多国籍企業グループの全世界における事業の状況を開示するもので、グループ移転価格ポリシー、税務当局との協議を含む報告書。法令規定に該当する場合、多国籍企業グループの事業拠点における税務当局は、マスターファイルを取得する権利を有する。

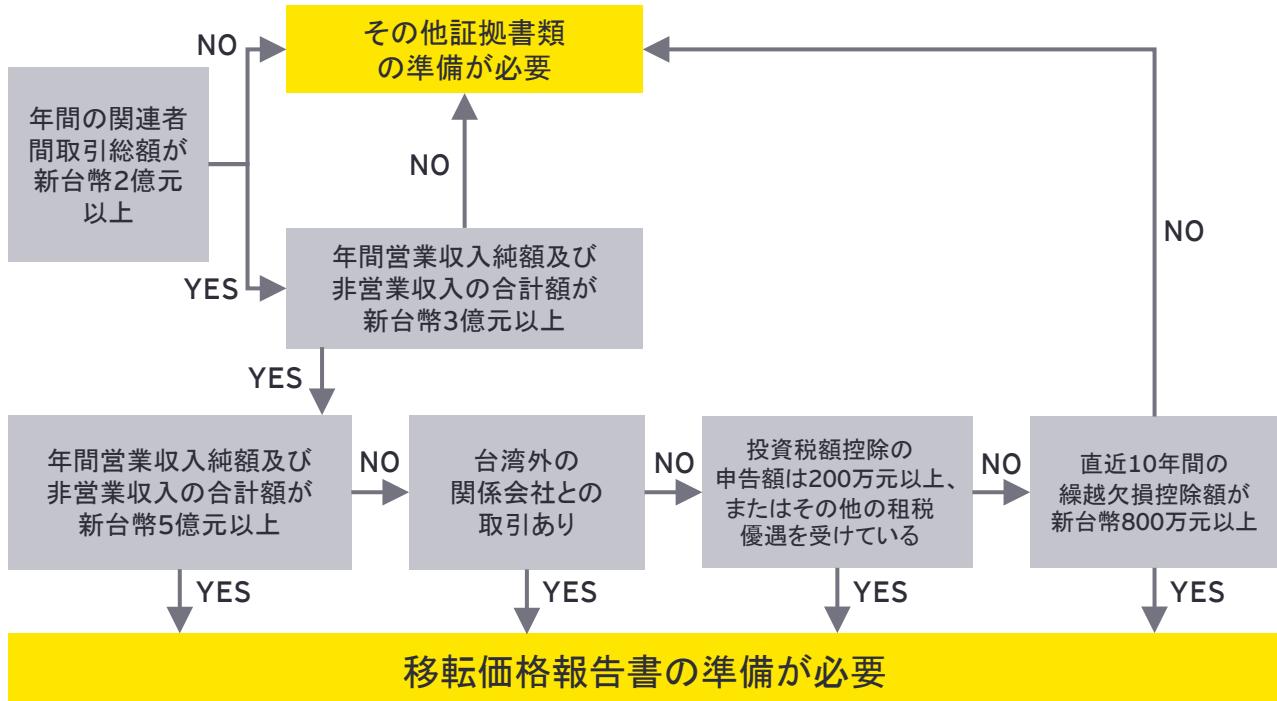
移転価格報告書(Local File, LF): 主に、現地企業における関連者間取引の詳細を開示するもので、関連者間における製品、役務提供、ロイヤリティ及び利息に関する支払及び収入の状況、比較可能性の分析などが含まれる。



3層構造の移転価格文書の規定

台湾の営利事業者における移転価格報告書の作成基準及び独立企業間取引の分析基準のチェックリストは、以下の通りです。

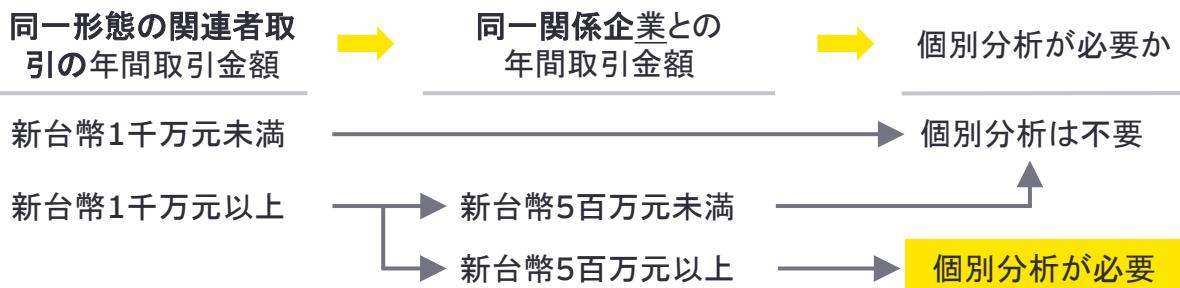
移転価格報告作成基準



注1: 営利事業者が解散または廃業する場合、該当期の確定申告における関連者取引の総額で判定する。また、営利事業者が会計年度の変更、合併または事業譲渡する場合、確定申告において、年間の営業収入純額及び非営業収入の合計額(以下、収入総額とします)は、実際の営業期間が年間に占める比率に応じて収入総額を按分した上で移転価格報告書の準備が必要か否かを判定する。

注2: 営利事業者が既に移転価格審査準則第22条第2項の規定に基づき徴税機関に認定申請をした場合、または財政部2008年11月7日台財稅字第09704555180号令の規定に該当する場合、その他証拠書類の準備が免除される。

関連者取引における個別分析が必要か

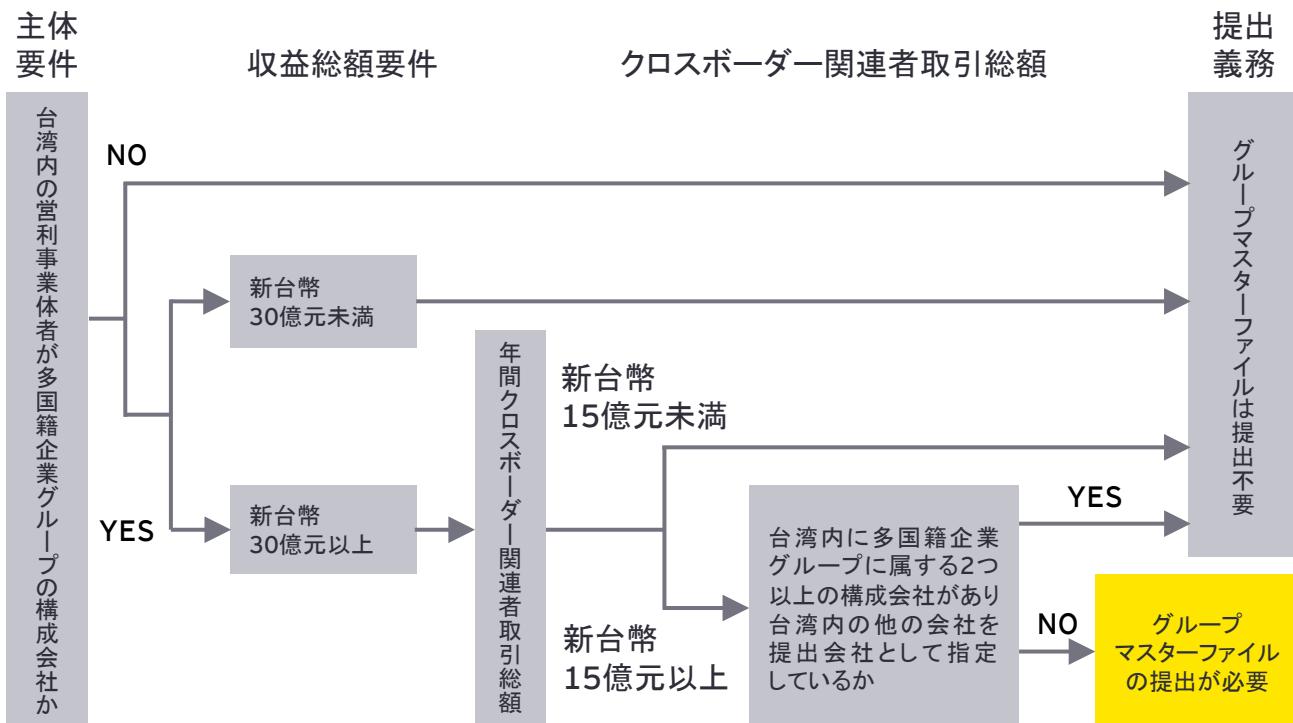


通達: 財政部1040202台財稅字第10304578300号令／971106台財稅字第09704555160号令、971106台財稅字第09704555160号令。



3層構造の移転価格文書の規定(続)

マスターファイルのセーフハーバー基準にかかるチェックリストは、以下の通りです。



出典：財政部

注：グループマスターファイルの提出免除規定に該当している営利事業体であっても、当該多国籍企業グループにおいてその他構成会社の居住地国または地域の規定よりグループマスターファイルの提出が必要となる場合、徴税機関はその審査の必要に応じて、書面による通知をもってグループマスターファイルの提出を要求することができる。

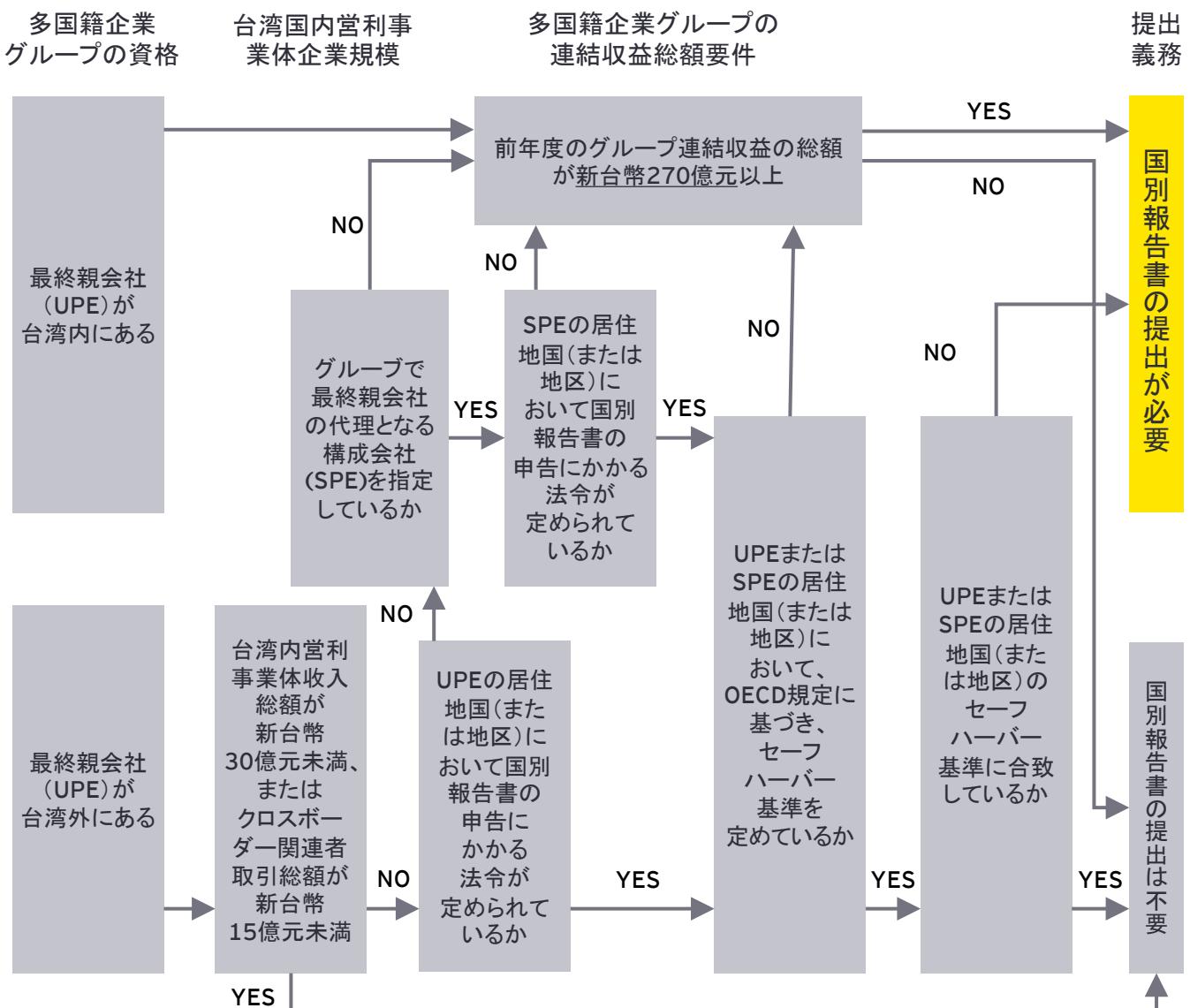
通達：台財税字第10804651540號（セーフハーバー解釈令）





3層構造の移転価格文書の規定(続)

以下は国別報告書のセーフハーバー基準チェックリスト図です。



注: 国別報告書の提出免除規定に該当している営利事業体であっても、当該多国籍企業グループにおいてその他構成会社の居住地国または地域の規定によって国別報告書の提出が必要となる場合、徵税機関はその審査の必要に応じて、書面による通知を以て国別報告書の提出を要求することができる。

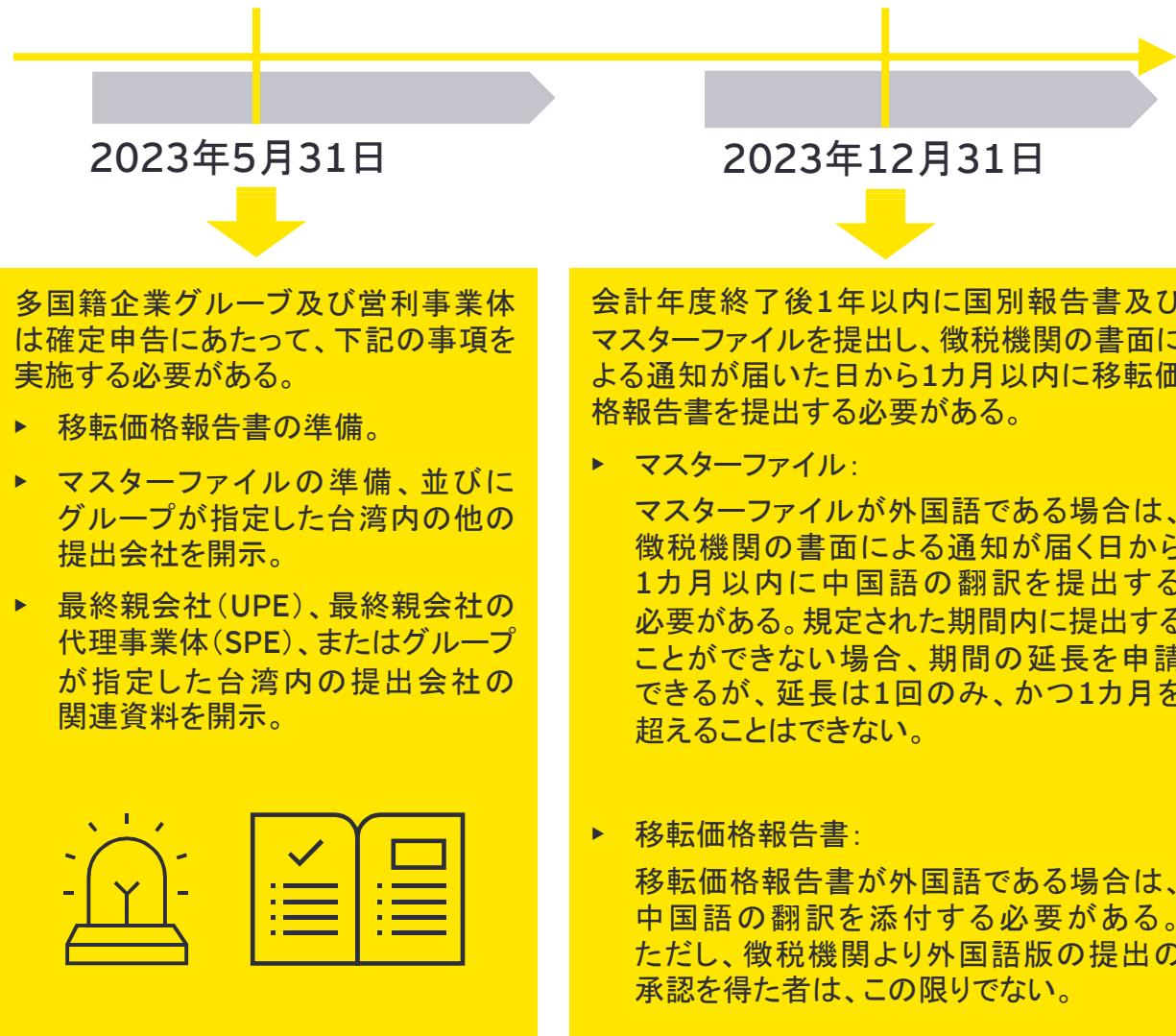
通達: 台財税字第10804651540号(セーフハーバー解釈令)

注: 多国籍企業グループの最終親会社の居住国が日本、ニュージーランド、オーストラリアまたはスイスにある場合、台湾と各国との租税協定に基づく情報交換規定が有効化されているため、当該グループの台湾国内にある営利事業者は、国別報告書を台湾徵税機関へ直接提出する必要はない。



留意事項

- ▶ 3層構造文書の準備、通知及び提出のタイミング2022年12月末決算の例



- ▶ その他の留意事項 - 罰則について

- ▶ もし、営利事業者が該当年度の営利事業所得税申告書について、移転価格の規定様式に準拠せず、または移転価格関連文書をもって関連者取引を開示せず、徴税機関によって調整・確定された追加課税所得額が当該営利事業者の年間所得額の5%以上を占め、かつ確定された年間営業収入純額の1000分の15に達した場合、所得税法第110条に基づき、規定に準拠していない申告として3倍以下の過料が科されます。
- ▶ また、もし、営利事業者が3層構造文書(グループマスターファイル、移転価格報告書または国別報告書)を提出・開示しない場合、徴税機関は税捐稽徵法第46条に基づき処罰することができるものとし、新台幣3,000元以上30,000元以下の過料が科され、連続して処することもできます。また、徴税機関は、審査資料(納稅義務者の損益費用資料)や同業他社の利益水準に基づき所得額を確定することができるものとされています。さらに、もし提示できない部分がある場合、審査資料や同業他社の利益水準に基づき、当該部分の所得額が確定されます。

最後に



EYの考察とアドバイス

台湾の財政部が経済協力開発機構(OECD)が提案した3層構造の文書を採用したことによって、主管機関は、多国籍企業グループに対して台湾における租税の透明性をより一層求めています。主管機関からの指摘を避けるために、台湾内の営利事業者は各層の文書の作成基準と提出期限を順守しているか、定期的に確認することが望されます。

また、多国籍企業グループに所属する台湾における営利事業者は、規定通りに関連文書を申告・提出できるよう、事前に台湾外の親会社に連絡しておくべきです。台湾における多国籍企業グループの親会社については、各地の規定を順守するよう、グループ構成会社の居住地国または地域の規定を理解し、早期に関連文書を準備することが望れます。

われわれの経験上、国別報告書の提出基準に達しているにも関わらず期限内に提出していない企業については、主管機関より書面による通知が送付され、指定期限内に提出するよう要求されるケースが多く観察されます。国別報告書を提出しない企業が既に主管機関より処罰されるケースもあります。また、一部の多国籍企業グループの親会社は、国別報告書の機密性を懸念し、子会社に対しては他国の関係会社の財務情報を開示しないケースもあります。この場合、現地の構成会社に対して国別報告書の共有を避けるため、EYが、グループ親会社と税務当局との間のコミュニケーションの役割を担うケースもあります。上記の状況に該当する場合も、グループ親会社に相談の上、各国法令規定に従うよう、提出方法について検討することが必要です。

※なお、多国籍企業グループの最終親会社の居住国が日本、ニュージーランド、オーストラリアまたはイスイスにある場合、台湾と各国との租税協定に基づく情報交換規定が有効化されているため、当該グループの台湾内にある営利事業者は国別報告書を台湾徴税機関へ直接提出する必要はありません。この場合、台湾当局が必要な場合、直接各国の当局に国別報告書の提出を要求します。

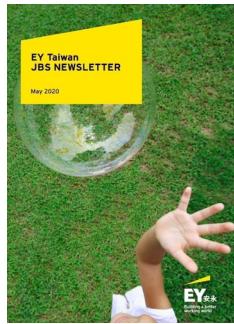
最後に、国別報告書及びグループマスターファイルの提出免除規定に該当する企業においても、もしグループ内のその他構成会社が居住地国の規定により国別報告書及びグループマスターファイルの提出が必要となる場合、台湾徴税機関はその調査において該当書類の提出を要求することができます。この場合、関連する対策を実施できるよう、グループ親会社には早めに説明をし十分に理解をいただくことが望されます。



JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2023年2月	台湾における個人所得税の基本事項及び留意事項～2022年度分の申告に向けて～
2023年1月	外国人に適用される台湾の退職金規定と退職所得にかかる課税について
2022年12月	移転価格税制上の留意事項(営業外の投資、比較可能対象等)
2022年11月	入境開放-アフターパンデミックでの人材異動に係る台湾入境ガイド
2022年10月	国境を越えたりモートワークの課題
2022年9月	台湾における移転価格報告書の注意事項と個別取引テストについて
2022年8月	外国特定専門人材の申請方法—ゴールドカード vs 就労許可
2022年7月	産業創新条例のポイントとよくある質問
2022年6月	改めて整理しておきたい日台租税協定の適用
2022年5月	コロナ禍における董事会、株主総会開催方法の整理と感染拡大に伴う所得税申告期限等の延長
2022年4月	外国人従業員に係る個人所得税申告の留意点
2022年3月	台湾税務当局の注意喚起を踏まえた税務上の基本事項と留意事項(棚卸資産の廃棄と支払手数料)
2022年2月	台湾税務当局の注意喚起を踏まえた会計・税務上の基本事項と留意事項(売上計上時点、売上値引の計上)

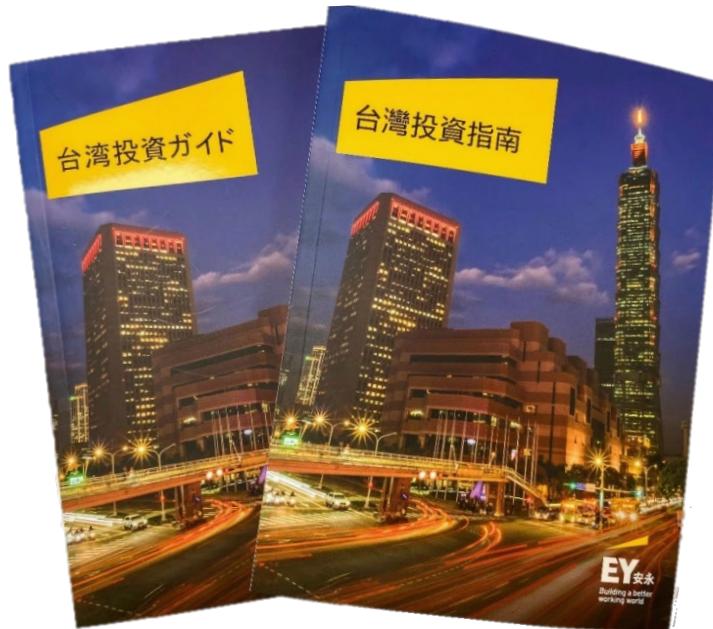
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制(法人・個人)、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文があるので、現地台湾人との討論やコミュニケーションもスムーズです。



EY Taiwan JBSセミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2021年12月8日	WEBセミナー	決算直前セミナー／台湾法令アップデート
2021年8月25日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2020年12月17日 2020年12月15日	台北 高雄	決算直前セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をお希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

企業税務サービス

劉惠雲 稅務服務部營運長
02 2757 8888 88858
heidli.liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師

02 2757 8888 88870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師

02 2757 8888 88872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師

02 2757 8888 88875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師

02 2757 8888 88873
anna.tsai@tw.ey.com

林志翔 執業會計師

02 2757 8888 88876
michael.liin@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師

07 238 0011 88990
ben.wu@tw.ey.com

曹盛凱 執行總監

02 2757 8888 67151
kelvin.tsao@tw.ey.com

移転価格サービス

周釧培 執業會計師
02 2757 8888 88871
george.chou@tw.ey.com

林志仁 執業會計師

02 2757 8888 88812
sean.lin@tw.ey.com

JBS

清本 雅哉 副總經理
02 2757 8888 88830
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本 純也 協理
02 2757 8888 66458
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理
02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバー・ファームを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバー・ファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2023 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

00998-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

